

# 起業支援補助金（ビジネス展開緊急支援枠） 募集要領



「ふるさと雇用再生臨時対策基金事業」及び「緊急雇用創出臨時対策基金事業」の受託を契機として設立された法人・組織等が、基金事業で実施していた収益性のある事業を基にビジネス展開を図ろうとする場合、地域経済の活性化と雇用の確保を図るため、事業実施に要する経費の一部を最高150万円まで助成します。

## 1 募集の対象となる法人・組織等

「ふるさと雇用再生臨時対策基金事業」及び「緊急雇用創出臨時対策基金事業」（以下「ふるさと基金事業等」という。）の受託を契機として設立された法人・組織等（NPO法人、任意団体含む）であって、ふるさと基金事業等で実施した事業を基に、収益性のある事業を開始する法人・組織等のうち、次の要件の全てに該当する法人・組織等が対象となります。

- (1) ふるさと基金事業等の受託前6か月以内に設立された組織であること
- (2) ふるさと基金事業等を受託していたこと
- (3) 事業計画が明確であり、収益性のある事業を実施すること
- (4) 事務所・店舗等が県内にあること
- (5) 実施する事業が別記の業種に該当しないこと
- (6) 事業実施において雇用が確実に維持・発生すること
- (7) 他の法人・組織等の模範となる事業であること
- (8) 次の欠格事項に該当しておらず、事業計画が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域社会に寄与するものであること
  - ① 国税又は地方税の滞納があるもの（ただし、課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。）
  - ② 秋田県又は公的金融機関等からの融資（間接融資を含む）等を受け、その債務の履行を怠り又は滞っているもの（ただし、県又は公的金融機関等が認めた返済計画を立てているものを除く。）
  - ③ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの

## 2 募集対象の事業

実施を予定している事業が、農林漁業、医療業（病院等）、金融保険業、風俗営業など、別記の業種に該当していないことが必要です。  
（詳しくは、最寄りの商工会または商工会議所にお問い合わせください。）

### 3 補助率及び補助金の額

- (1) 事業拠点費、人材育成費、宣伝広告費については、補助対象経費の1/2以内で、75万円を上限として助成します。
- (2) 人件費は、補助対象経費の1/2以内で、75万円を上限として助成します。
- (3) 補助対象期間は、平成24年度限りです。

※ 補助事業者として採択され、補助金の交付決定通知があった日（交付決定日）以前に着手（発注・契約・支出）した経費であっても、平成24年4月1日以降に発注したもの（4月1日以前に契約、納品、支払いしたものは対象外）のうち、補助対象経費として認められるものについては、遡って補助対象経費として認めることとします。

### 4 補助対象となる経費

収益性のある事業を実施するにあたって、準備段階から必要とする経費のうち、次のものが補助の対象となります。

経費区分	内 容	説 明
事業拠点費	設備費	店舗などの建物にかかる工事等で、内・外装工事、空調設備、電気設備、冷暖房工事、上下水道工事など、事業に必要とする設備費、建物の賃貸に係る家賃（礼金、敷金は除く）。
	機械器具費	作業機械、工作機械、コンベア、パソコン、プリンター、エアコン、ファックス、コピー、業務用冷蔵庫・厨房機器、車両など、事業に必要とする機械器具、備品類（それぞれ中古品は補助対象外、備品は単価3万円以上のものとする）。
	構築物費等 （不動産取得を除く）	建物以外にかかる工事等で、外構工事、駐車場などの舗装工事、野立て・電柱看板、キャノピーなど事業に必要とする構築物費等。
人材育成費	研修費等	従業員（事業主、役員及び家族従業員は除く）のスキルアップのための研修費（受講料、旅費、講師謝礼、資料代、委託費等）。
広告宣伝費	新聞広告費等	ホームページ作成、新聞・雑誌広告、テレビ・ラジオCM、ポスター・パンフレット・チラシ製作、展示会出展などの広告・宣伝に要する経費。
人 件 費	給与等	事業の実施にあたり、県内で勤務させるため雇い入れる者で、雇用保険に加入している者の給与・手当。なお、事業主及び家族従業員の給与、法人の場合における役員報酬は対象外。

## 5 募集期間

**平成24年 5月 7日(月)～平成24年 5月25日(金) 必着**

(注) 最終日は、午後5時15分を最終提出期限とします。事業計画の内容に誤りや記載不備等が見られる場合もありますので、できるだけ最終日より前に提出確認又は相談をお願いします。

## 6 提出書類

- (1) 「事業計画書」(別紙様式第1号)
- (2) その他審査に必要と思われる書類で、商工会または商工会議所が個別に求めるもの  
例：法人(NPO法人含む)の場合は登記簿謄本・定款(写しで可)、任意団体の場合は定款・規定など(写しで可)

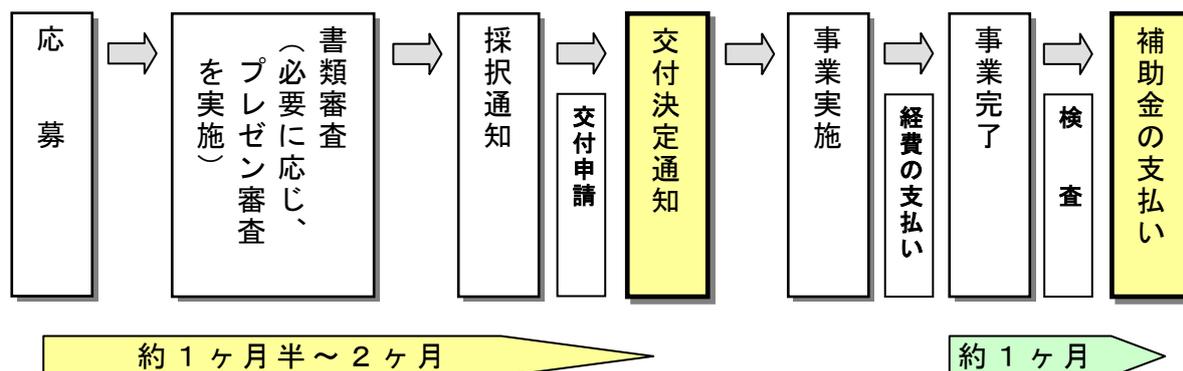
計画書作成に関する相談は随時受け付けていますので、できるだけ事前にご相談ください。

## 7 審査方法

審査委員が応募者を対象に、事業計画書を基にした書類審査及び必要に応じて実施するプレゼンテーション審査を行います。

※ 審査結果については、審査終了後、概ね1週間以内に書面にて通知します。

## 8 応募から補助金支払いまでの大まかな流れ



※ 補助金は事業完了後の精算払いとなりますので、それまでに行う経費の支払いに必要な資金については、別途調達が必要になることをご留意ください。

## 9 応募書類提出、お問い合わせ・相談先

(お問い合わせ先)

<応募書類提出、お問い合わせ・相談先>

かづの商工会	TEL:0186-22-0050	秋田商工会議所	TEL:018-866-6677
北秋田市商工会	TEL:0186-62-1850	能代商工会議所	TEL:0185-52-6341
大館北秋商工会	TEL:0186-55-0406	大館商工会議所	TEL:0186-43-3111
上小阿仁村商工会	TEL:0186-77-3109	横手商工会議所	TEL:0182-32-1170
二ツ井町商工会	TEL:0185-73-2953	湯沢商工会議所	TEL:0183-73-6111
三種町商工会	TEL:0185-83-3010	大曲商工会議所	TEL:0187-62-1262
藤里町商工会	TEL:0185-79-1529		
白神八峰商工会	TEL:0185-77-3161		
男鹿市商工会	TEL:0185-24-4141		
湖東3町商工会	TEL:018-852-3460		
潟上市商工会	TEL:018-877-3456		
河辺雄和商工会	TEL:018-882-3523		
由利本荘市商工会	TEL:0184-23-8686		
にかほ市商工会	TEL:0184-38-3350		
仙北市商工会	TEL:0187-54-2304		
大仙市商工会	TEL:0187-75-1041		
美郷町商工会	TEL:0187-84-0560		
よこて市商工会	TEL:0182-42-0406		
ゆざわ小町商工会	TEL:0183-42-2163		
羽後町商工会	TEL:0183-62-1157		
東成瀬村商工会	TEL:0182-47-2151		

計画書作成に関する相談等は随時  
受け付けていますので、出来るだけ  
お早めに、ご相談下さい。



別 記 補助対象外とする業種（平成19年11月改訂「日本標準産業分類」による。）

- (1) 農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。）
- (2) 漁業（大分類Bに含まれるもの。）
- (3) 金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）
- (4) 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）、歯科診療所（小分類833）
- (5) 医療・福祉（大分類P）の社会保険・社会福祉・介護事業（中分類85）
- (6) 以下のサービス業等
  - ① 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）により規制の対象となるもの
  - ② 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの。）
  - ③ 芸ぎ業、芸ぎ幹旋業（細分類8094に含まれるもの。）
  - ④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの。）
  - ⑤ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの。）
  - ⑥ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）（細分類9299に含まれるもの。）
  - ⑦ 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの。）
  - ⑧ 宗教（中分類94に含まれるもの。）
  - ⑨ 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの。）